

# 一 般 質 問

## 4月執行の町議選の詳細を伺う



三浦義雄議員

### 《三浦議員》

はまなす荘での今回の投票率は、全体的に85%程度あったと新聞では報じているが、そのうち無効票がどの程度あったのか。また、しらかみの里での投票率がどの程度あったか伺う。

### 《選管委員長》

施設の投票率というものはないが、指定施設における投票状況は、はまなす荘が30人、しらかみの里は16人が投票をしている。

### 《三浦議員》

選挙の意義と候補者の

選挙には、ポスターを貼る掲示板が立てられるが、町議会議員選挙においては、どの業者が実施したのか。そして、知事選挙についてはどの業者が実施したのか。

また、選定基準はどうなっているのか伺う。

### 《総務課長》

業務委託は旧町村単位で実施し、看板の設置場所の中には私有地を借りているところも相当数あることから、土地の所有者とのトラブル等が発生しないように正確に設置してもらう必要がある、同業務や地理的な面で慣れた業者、深浦地区2社、岩崎地区2社を選定して見積り対比のうえ発注している。

### 《選管委員長》

選挙とは、国民の義務であり権利であるということも認識していることと思う。候補者が政策等を示し、有権者の理解と賛同を得るために行う選挙活動については、それぞれが公職選挙法に定められた範囲で最も有効な手段を選んで行っているものと思っている。

### 《三浦議員》

景知事選では126カ

所あり、深浦地区は佐藤工務店、岩崎地区はクマタ力建設に発注した。

### 《三浦議員》

公選法の第104条には、地方公共団体の議会の議員の選挙における当選人で当該地方公共団体に

対し地方自治法第92条の2（兼業禁止）に関係を有する者は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に対し当該の告知をした日から5日以内に同法第92条の2に規定する関係を有しなくなつた旨の届け出をしないときは、その当選を失うという禁止規定がある。

本条にいう請負とは、民法上の請負契約に限らず地方公共団体の需要に応じて物品等売り渡す場合をも包含するものと解すべきである。

形式上、家族の誰かが登記その他についてやっている。しかし、実質の

責任者は議員である方もあるはずである。このことについては、官も民もわかっており、姿勢の問題である。

私たちは町民の幸せをつくるためにこの議場にきている。議員は役場の仕事をしてはだめだと言っているのではなく、業界で一番やっているところに問題がある。ここを是正しなければこの町は良くならないと思うかどうか。

### 《町長》

兼業禁止については、確かに公選法の中にもいろいろな規定があるが、この兼業に値するかどうかという判断については、これは町長といえどもそれには関わりは今のところ判例として出てこない、むしろ議会の議決の中で、議員の中で兼業であるか、兼職であるかという部分について、判断されると認識している。

### 《総務課長》

当町議会において議員の兼業禁止が規定されている地方自治法第92条の2に抵触する方はいないと認識している。

兼業禁止というのは、議員と本人についての制限であつて、議員等の配偶者や子等の請負について、法律上は直接に規定していないなどいろいろある。

また、当選の告知を受けた日から5日以内に請負等をやめた旨の提出をしない場合、地方公共団体の議会議員または長の当選を失つことになる。

### 物品の

### 発注状況は

#### 《三浦議員》

4月にタイヤの見積書を業者から徴したようであるが、その見積り要領によると「指定したものに

限定する」というくだりがあるようだが、あるバスの状況はタイヤがヨコハマ、チューブ・フラップはダンロップのチューブが装着されていた。しかも年数がかなり古い。

指定したものを装着しない場合は、どのようなペナルティーがあるのか。

#### 《町長》

基本的に発注したものを発注した目的に沿って品質・品名を確認しながら検収する、また納品するという部分がこれは当然の行為として必要である。

今後は、厳格に町民の疑惑を持たないように努力して改善していかねければならないと思つている。

また、今後の業者に対する対応ということについては、今後それぞれの立場でもう少し見極めながら対応していかざるを得ないと思つている。

### 防災訓練と救命索銃事故の詳細を問う

#### 《三浦議員》

防災訓練を5月25日に執行され、新聞では、3千人程参加したと聞きますが、一般住民はこの訓練にどのような関わり合いを持ったのか伺う。

また、5月23日に救命索銃事故があつたが、防災の最前線にある消防団の訓練、消防の訓練が人家の屋根を突き抜けて部屋まで上がり込むということは、まず今までなかったのではないかと。

日頃の訓練の慣れがこういう状態になつていようがないと思つているが、上司はどんな指導をしてきたのか伺う。

#### 《町長》

今回は、総務省及び国土交通省が実施する土砂災害に対する全国統一防



▲ 5月25日に行われた防災訓練

災訓練に伴い、当町では十二湖地区を対象に土砂災害が発生し地区住民が孤立したことを想定した避難誘導訓練も併せて実施したことから、参加機

関等は一般町民をはじめ、県の関係機関及びNNT東日本、深浦消防署、保育園、各小中学校、

特別養護施設等となつている。

当日の訓練参加人数は、一般町民628名、保育園294名、小中学校798名、特別養護施設等475名、消防団員512名の合計2707人となつている。

ついでには、深浦消防署の署員3名が防災訓練の際に使用する予定の救命索銃の発射訓練を吾妻浜海岸で実施し、午前11時15分に第1弾を発射したところ、飛行シャフトの行方を見失つたため第1弾の到着地点確認のため、着地予定地の見張員を2名に増員し、10分後の午前11時25分に第2弾を発射したが、第2弾も行方が不明となり、結果として飛行シャフト2本とも発見できなかったものである。

その後、午前11時46分に深浦交番から民間に飛行シャフトが落下したとの連絡があり、現場に署員が出動したところ、第1弾は苗代沢の民家の庭先に落下し、第2弾は隣の民家の屋根と天井を突き破り居間に到着したというものである。

原因については、警察署などで調査中である

が、第1弾を発射した時点で飛行シャフトを回収するまで訓練を一旦中止すべきであったと思う。町では、鯨ヶ沢地区消防事務組合の管理者である鯨ヶ沢町長とも協議しながら、安全な訓練場所の選定など徹底した事故再発防止に努めていきたいと考えている。

誠に遺憾であり、日頃の職務の慣れによるものが大きな原因であると断じてもらえない事態であるし、町民の生命、財産を最先端で守るべき専門の職員の行為であることから、特に嚴重に注意しながら今後の対策も考えていかなければならないと思っている。

**定例会を増加  
すべきと思うが**

《三浦議員》

地方分権に呼応して地方自治の一部改正が行わ

れ、これまで自治法では議会の回数が年4回という定めがあったが、これからは、自らの考えで自らの責任で運用していかねばならない。年4回の定例会を年6回に増加すべきであると私は思うが、町長にその考えがあるのか何う。

《町長》

地方自治法の一部改正により、議会の回数を増やすことは可能となったが、付議事件の有無に問わず定期的に招集しなければならぬ議会であり、いろいろな経費、効果の面、あるいは効率などを総合的に判断する



▲定例会の審議風景

と、現在の4回で妥当ではないかと考えている。また、特定の事件を審議する場合には、必要に応じてこれまでのように臨時会等も十分考慮しながら対応していく考えである。

**町長の行政力、  
交渉力を問う**

《三浦議員》

任期折り返し地点を通過したが、改革も切り札も見えてこない。

財源の問題で三位一体改革によって地方が6兆7千億円も財源が少なくなった。これからの自治体の経営は、経営意識、自立の意識を持たなければだめだということには識者が事あるごとに叫んでいる。経営というのは成功を積み重ねることである。自立というのは自らの足で、自らの考えで、自ら

の責任で自らの結果を出す、そういう方向に行かなければこれからの自治体の運営は難しいという識者の声もある。

住民がこの町で住んで、住みついていくためにどうしたらいいのか。住民の暮らしの今をどのようにしていったらいいのか。住民の暮らしの環境整備、そのためにどんな舞台作りをすればいいのか。その舞台作りをするのが政治に課せられた役割ではないか。

《町長》

私の行動について、誠に厳しい叱咤激励と受け止めて考え、今何をしなければならぬかということに誠心誠意そのために努力してきたところである。

任期中、私に課せられた最大の課題は、現時点では財政再建であると認識している。やはり財政の健全化の

目標を定めながら、その中でどういった町の振興策を考えるか、大幅な歳入の見直し、可能な限りの歳入の確保を図りつつ限られた財源を有効に活用して、町民福祉増進や一次産業とリンクした観光振興などの地域政策の実現に向けて総合的に実施していきたい。

また、我々地方だけが苦しいのではなく、国・県も相当大幅な赤字財政であることから、その一貫した部分の中でどういった方向性を見出しながら地域の活性化に結びつけていくかということがより大事になってくると思っている。

そういうことから、できる限り議員全員の意見を聞きながら、関係機関に働きかけるということも必要なことは事実であり、状況を踏まえながら対応していきたい。